

令和7年度 第1回関市文化財審議会 会議録

開催日時 令和7年7月10日（木） 午前10時～11時
開催場所 関市武芸川事務所3階 3-2会議室
出席委員 高木和泉、後藤章、長屋一也、富成孝志、可児大喜、長尾始
事務局出席者 多田協働推進部長、河合文化課長、伊藤所長、吉田、森島、井藤

<次第>

1. あいさつ
2. 議題
(1) 合併後に指定解除した旧町村の文化財について
3. その他
 - ・文化財保存活用地域計画について
 - ・関市文化財審議会委員の委嘱について

<議題（1）合併後に指定解除した旧町村の文化財について>

（議長）

それでは議事に入ります。（1）合併後に指定解除した旧町村の文化財について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料1-1 合併後に指定解除した旧町村の文化財について、まずはこれまでの経緯をご報告します。令和2年の市議会の一般質問で取り上げられた後、その年の10月30日に文化財審議会を開催しております。この審議会では、合併後の平成17年から19年にかけて旧町村の指定文化財を解除した経緯を報告しております。要点をまとめますと、平成17年2月7日に旧関市と二町三村は合併したわけですが、合併協定書により旧町村の指定文化財は個人所有の動産を除き、新しい関市に引き継ぐこととなりました。そして合併した年の10月2日には、合併後初めての文化財審議会が開催されまして、合併前に旧町村が指定した文化財は全て関市の指定文化財として承継されたことが報告されております。

その時に今後の課題として二点上げられておりまして、まず一点目は、新しい関市における指定基準の策定についてどうするのか。二点目が、旧町村の指定文化財は一部を除いて指定の経緯が分かる文書が残っていなかったのですが、そこで現状を把握する必要があるという課題が上がっております。この審議会の終了後、各地域の地域事務所へ文書の所在確認と調書の作成を依頼しております。

そして平成18年3月10日の文化財審議会では、市の指定を審議する上で、指定に関する文書や調書を地域事務所に確認しましたが、一部不足がありまして、現状としては十分に揃っていないとは言えない状況でした。そのため、再度指定文書の所在確認などを地域事務所に指示しております。

そして合併後二年経っても文化財に指定された経緯が分かる調書や文書が揃わないという状況が続きましたので、平成19年12月に開催した文化財審議会におきまして、関市に引き継がれた旧町村の文化財は、64件の文化財が関市の文化財としては継承しないという方針が決定されました。解除の理由としましては、大きく三つありまして、一つ目は個人所有の動産、不動産の文化財。二つ目は調書が不足していて指定理由が不明な文化財。三つ目は県指定と重複している文化財というのが理由でした。

実はこの旧町村の指定文化財の解除に至る経緯の中で、二点事務手続きに不備があることが分かりました。それが資料 1-1(1)になりますけれども、本来教育委員会会議に指定解除の議案を提出して告示するべきでしたけれども、その手続きはされていませんでした。(2)解除の決定した 64 件の文化財は所有者に指定解除通知を出すべきだったのですけれども、任意様式の不継承通知を出したのみでした。つまり関市の文化財保護条例の様式で、解除通知書を送付していないということが分かりました。この二点の事務手続きの不備につきましては、すでに対応は完了していますのですけれども、資料 1-1(1)につきましては、令和 2 年 9 月 25 日教育委員会会議に、指定解除の議案を改めて提出しまして、10 月 20 日付で解除の告示を行いました。資料 1-1(2)につきましては、文化財の所有者を直接訪問いたしまして解除通知を渡しております。その後、令和 3 年 4 月 30 日の文化財審議会になるのですが、令和 3 年 2 月 11 日に所有者の皆様に対しまして再指定の意向調査を行ったことを報告しております。38 件の意向調査に対しまして、6 件の再指定の希望がありました。その 6 件の内訳は武芸川町の 2 件、これは落洞一号古墳と下大洞古墳群です。そして板取の 4 件です。4 件の内訳は、仏像の 2 件、これは稲荷像と菩薩像です。残りの 2 件は、板取の田口城と千人塚になります。またこの時の審議会では、個人所有の文化財につきましては、動産、不動産ともに、個人所有のものは所有者の同意があれば、指定対象とすることもこの審議会で決めております。次の資料 1-2 をご覧ください。一番上になりますけれども、令和 4 年 3 月 17 日の文化財審議会となりますが、この時は落洞一号古墳の調査の結果を皆様にご報告しまして、指定する方向に決まりましたので、所有者の方に申請書と同意書を出してもらうことになりました。板取の稲荷像と菩薩像は、指定しないという結果になりましたので、所有者にはその旨通知しております。

また令和 4 年 9 月 9 日の文化財審議会ですが、落洞一号古墳の指定について審議を行いまして、指定を可とする答申も行っております。そして 1 ヶ月後の 10 月 4 日に告示となっております。令和 5 年 9 月 7 日の文化財審議会では、下大洞古墳群の指定の審議を行いまして、指定を可とする答申も行っております。そして 10 月 2 日に告示となっております。板取の田口城は、現地調査を行いました。遺構を確認できなかったため、指定に該当しないという結論になりました。千人塚につきましては、調査するために所有者の方に連絡を取りましたけれど、今回は指定の希望をしないという回答でした。その後の資料には書いておりませんが、昨年の令和 6 年度では、指定になりました落洞一号古墳と下大洞古墳群の調査報告書を刊行し、一区切りついたところです。続きまして今後の方針について、ご報告いたします。資料 1-3 をご覧ください。今後の方針の前に、状況の整理が分かりづらい所があるかと思っておりますので、ご説明させていただきます。本日お配りしました一覧表も合わせてご覧いただければと思います。先ほど指定解除になったものが 64 件というご説明をしましたけれども、その中で意向調査を行ったのが 38 件で、意向調査を行わなかった 26 件について、先にご説明させていただきます。資料 1-3 の中央の B それ以外という所をご覧ください。一覧表は 2 枚目です。令和 2 年ですでに市の指定になっていたものが、⑤と⑨の 2 件。それから合併時点で県指定になっていたものが、⑩の 12 件。これは上位指定になっておりますので市の指定は解除になります。市の所有であるとか、市全域に生息している天然記念物などで希少性がないということになったものが、⑦の 9 件。それからお祭りの廃止であるとか、動物が指定されていてその死亡で滅失したというものが、⑥のうち 2 件。以上の 25 件と、また後ほど説明しますが、A の方に出てくる 1 件を加えて 26 件がこの時意向調査を行わなかったものになります。それ以外については、意向調査をしている中で、文化財が市外に転出していたことが分かったものが、⑥の内の 2 件。それと意向調査後に記録に誤りがありまして、所有者が個人ではなく国土交通省の所有となっております、これが国道管理のため指定ができないというものが、⑧の 1 件になります。

続きまして、資料 1-3 の A のご説明をいたします。一覧表は一枚目に戻って下さい。

A の①ですけれども、希望すると回答のあった 2 件については、先ほどご説明しました古墳の 2

件が指定となっております。A の②について、希望する 3 件については、指定に該当しないと判断をいたしました。指定を希望しないという回答が A の④になりますけれども、18 件になります。またどちらでも良いとの回答であるとか、返事がないままになっているものが、12 件。ややこしい話なのですけれども、③の※1 とあるのですが、村の所有と記録がなっていたため意向調査をしなかったのですけれども、確認をしたところ神社の境内にあるもので村の所有ではなく、おそらく民間所有であったものを、村が管理していただけの立場であったものがありましたので、こちらについては今回初めて意向調査を行います。これらにあわせて 13 件が今の時点で意向が曖昧なものになります。

続きまして、今後の方針についてご説明します。まず先ほどご説明しました資料 1-3 の B につきましては、今後再指定の検討に当たらないため、これで完結としたいと思います。また資料 1-3 の A の①②、すでに指定の希望があつて指定したもの、指定しないという結論が出たものについても、こちらで完結しております。また、資料 1-3 の A の④指定を希望しないという回答があつたものについては、それぞれ個別の事情で、指定の方を拒否されている状態になっておりますので、今回改めて意向の調査はしないこととしたいと思います。こちらについてですが、市内にはまだ調査していないものであるとか、見出されていないような文化財も多くありますので、位置付けとしてはこれらと同じ位置付けになります。歴史的に重要と考えられるものがあれば調査をする可能性も出てくると思いますが、こちらにつきましては後ほどご説明します地域計画を進める中で検討していくことになると考えております。

また今回、今後の方針として一番重要になってくるのが資料 1-3 の A の③どちらでも良い、返事がないという状態のものです。こちらについて今回改めて意向調査を行い、希望する・しないの回答をお願いしたいと思っております。希望する・しないだけのお尋ねですと、イメージがつきにくいと思う所がありまして、資料 1-4 の案内文書を今回つけて、ある程度イメージを持っていたきながら希望する・しないの回答をお願いしたいと思っております。今後の方針についてまでご説明いたしました。ご審議をお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。この件について、ご意見あるいはご質問がございましたら、お伺いしたいと思います。お願いします。

(可児委員)

資料 1-1 の平成 19 年 12 月審議会(1)教育委員会会議にかけて告示するべきと書いてあるのですが、この教育委員会会議というのは何らかの決定権とかそういうものがあるわけなのか、もしくは報告するだけのことなのかをお聞きしたい。

(事務局)

教育委員会会議に議案を提出し承認され、教育委員会から文化財審議会に諮問するという流れの中で、文化財審議会にて審議を行い答申します。教育委員会会議に議案を提出し議決後に告示の流れとなります。

(可児委員)

告示の意味を教えてください。

(部長)

告示は、市民の皆様に広く周知させる行為のことです。

（可児委員）

要するに掲示板に貼ってこうなりましたというその手続きがなされなかった。それは違反という事なのでしょうか。それをすべきだけれどしなかった場合、ペナルティがあるとか。

（事務局）

文化財保護条例第4条第2項にて、告示するとともに所有者に通知するものとすると書かれています。

（可児委員）

そうなると違反という事ですね。分かりました。

（議長）

資料1-1の教育委員会会議と告示についてのご質問でした。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか？

（可児委員）

今日の報告まで結構滞っていること、長年にわたって色々あったことを今日まとめて報告されていると思います。もっと前にできることもあったのではないのでしょうか。それから今日僕はどういう判断をすればいいのでしょうか。許可をして下さいということですか。

（事務局）

当初再指定の希望があった6件については、調査を行い、昨年報告書を出して、一区切りつきました。改めて今日は文化財保護センターの方から資料1-3のA③については、再指定の意向調査を行って、計画的に調査を進めるにあたって皆様のご意見を伺いたいということでお集まりいただきました。

（課長）

可児委員がおっしゃるとおり、本来告示すべきだったところ、遅ればせながら発覚し、令和2年に正式な手続きを踏んで対応しました。資料1-3のA③13件がどちらでもよい・返事がなかったもので、もう一回今の基準でしっかり調査しましょうという形です。

（可児委員）

この議題は毎年毎年ふるいにかけているのか、それとも5年とか10年とかであがっているのでしょうか。ここまで溜められて、議題にあがってもよく分からない。この議題のためだけに会議をしないようにした方がいいと思います。

（議長）

ありがとうございました。今のご質問の中で論点が絞られたと思います。今ご質問にあったのは、資料1-3のA③のどちらでもよい・返事なしということにつきまして、今後の意向調査を継続しながらやっていきたいというご回答でしたのでそのあたりを今日の論点ということでまたご質問いただけたらと思います。

（長屋委員）

資料1-3のAの③について、再度意向調査をするということですがけれども、これは僕らの仕事と

というのは発生するのですか？例えば地区の確認をするなど。

（事務局）

調査をするにあたって地元の方の情報ですとか、その地域に関する我々では分からないようなことをお尋ねすることもあることはあるかと思います。調査は文化財保護センターの方が主体となってやります。

（可児委員）

例えば自分たちの地域にある文化財や今のような話の時に、文化財審議会委員というのは審議する際には、フラットな状態で審議をしないとまずいと思うのです。思い入れがあるとか、自分の地域だから依怙贖賈するというのは良くないと思いますので、そのあたりどうなのでしょう。それとも自分の地域のところは、この場でアピールして皆にわかってもらうというスタンスもあるのかと思うのです。どちらかと言えば、フラットな立場で挙手するのが本当だと思います。

（事務局）

市全体の文化財の状況を見てご意見いただければと思います。

（可児委員）

ただ思い入れはある方がないよりは良いと思います。例えば、審議会委員だと一對五になるのかな。だとしたら問題にはならないっていう気もします。

（事務局）

そこは他の委員の方もみえますので。

（可児委員）

関市の方からこうしてください、ああしてくださいということはないということですね。こちらから話はしてもそうですかというようなスタンスですよ。

（富成委員）

資料 1-3 の A③に関わって、今後意向調査にて希望する・しないで回答を取るので、明確になりますよね。ただ僕は希望する回答があったものについては調べるのだけれど、希望しないというものでも、価値があれば是非指定をしていくべきじゃないかなと思うのですが、どうなるのでしょうか？

（事務局）

所有者の意向を第一に考えるのですけれども、まずは万が一そういう価値のあるものでお断りされた場合については、やり取りのなかでどういう事情があるかの話を伺って、進めていきたいと思っています。

（富成委員）

そうですね。価値を説明してね。

（可児委員）

今のお話で、例えば自治会になると会長が替わると、意見も変わってしまいますよね。その時の会長の熱意によっては「希望しない」という人もいれば、「いやこれは重要だから絶対希望した

い」という人もいると思うのです。この話を自治会のなかでこなしているかどうかという問題もありますよね。

（事務局）

毎年役員が替わるような自治会も確かにありますし、その年の自治会長の判断で取り上げてもらったり、もらえなかったりするということもあると思います。そこはまず文化財の内容を見て、こちらからも調査する必要がある対応していきたいと思います。杓子定規に希望する・しないというように振り分けてしまうのではなくて、その辺りは所有者の方の話を伺って進めていきたいと考えております。

（可児委員）

逆に個人は別として、自治会や神社などは不特定多数の人がその長を代々かわっているのです、こちらの方から「重要だよ。指定した方がいいよ」と伝えて進めていった方がいいのではないのでしょうか。

（事務局）

まずは所有者の方の意向を聞いて進めていきたいと思います。

（後藤委員）

指定解除された後に指定を希望するかどうかについて、最初に旧町村に働きかけたのですか？

（事務局）

所有者の方にお伺いをたてました。

電話で伺ったり、電話番号が分からない場合は直接訪ねたりしてご説明しました。

（後藤委員）

所有者の方でその価値を分からない方も多いのではないのでしょうか。

（事務局）

所有者の方のなかには、どこにあるかわからないとか、そうだったのですかとかいうような認識の方もみえましたね。そういう意味で所在が本当に所有者のもとにあるのかというような心配もありますけれども。

（後藤委員）

地元の人であっても価値の分からないことが多いと思います。

だからここの場でこういうのがありますよということを出してもらって、それを指定につなげていくということが大切なのではないかと思いました。

（事務局）

まずは一覧表の13件(資料1-3のA③)について調べていきたいです。後ほど地域計画の話もしますけれど、そのなかでも未指定文化財の話も出てきますので、後程ご説明したいと思います。

（長尾委員）

単純な質問で申し訳ないのですが、資料1-3のA③13件再意向調査ということですね。そのなかで資料1-1を見てみると、令和2年10月に解除通知を渡したと書いてありますね。解除通知とい

うことは、市の指定を解除しましたということを知っているのですよね。解除通知をしたということは、指定を解除しますよということを所有者に知らせた訳ですね。それでも再度意向調査をするということですか？希望があればもう一度市指定になるのか、ならないのかをここで審議する訳ですか。

（事務局）

はい。

（可児委員）

解除通知を出したのはどうしてですか。もう解除されているのですよね。

（事務局）

64 件の旧町村の文化財を指定解除した時に、事務手続き等の不備があったところもありまして、また解除したなかには文化財の価値のあるものもあるのではないかという意見もありましたので、その辺の意見も含めまして今回は改めて伺って進めていこうと思います。

（可児委員）

解除通知を渡したけれども、再度確認するということですか。

（事務局）

そういうことです。

（議長）

他はよろしいですか。質疑応答のなかでわかってきたことは、資料 1-3 の A③どちらでもよい・返事なしの方たちについてもう一度意向調査をして、しっかり調査をし、所有者の方と話をしながら、今後進めていくということだったと思います。また指定解除通知を出したものについても、改めて価値のあるものがあるかもしれないので、それも調査し、また所有者の方と相談しながら、指定解除するかどうかのところを判断していくという回答だったと思いますが、それでよろしかったでしょうか。

（委員）

はい。

（議長）

皆様の理解も深まってきたと思います。まだ時間がありますから、どんどん出していただいて、さらに審議を深めていこうと思います。いかがでしょう。よろしいですか。
では私も議長をやりながら、皆様の意見も十分出たように思います。事務局より説明のあった方針で、今後進めていくことでよろしいかという事でご意見ありませんかとお聞きしたいです。いかがでしょうか。

（委員）

異議なし。

（議長）

はい。それでは今後所有者の方とのやりとりは色々大変だと思いますが、進めていっていただき

たいと思います。ありがとうございました。

では、本日の議題は以上です。スムーズな議事進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございます。これをもちまして、議長を降りさせていただきます。

(課長)

続きましてその他の資料 2 と関市文化財審議会委員委嘱の 2 件でございます。最初に資料 2 について事務局より説明いたします。

(事務局)

資料 2 の文化財保存活用地域計画をご覧ください。来年度から文化財保護センターで文化財保存活用地域計画を策定していこうと考えておりますので、それがどういうものなのかを説明させていただきたいと思います。この計画は、市町村における文化財の活用、保存と活用に関する総合的な法定計画です。今までは指定文化財、古民家、遺跡、無形文化財、仏像など個別に考えてきたのですが、それを一体的に保存し活用していくという形で考えるものになります。

続いて 4 ページ目をご覧ください。文化財を総合的・一体的に把握するというのはどういうことなのかというと、例として武芸川地域を上げます。この地域には武芸八幡宮という有名な神社がありますので、それを中心にしてどういう関連文化財があるのか、それは無形文化財、有形文化財とか問わず、必要ならば建物や食文化というのも入ってくると思います。そういった関連文化財を、指定・未指定に関わらず、ストーリーやテーマ性を持って一つのまとまりとして捉えて、そのなかでこういった文化財をどうやって守っていくのか、どういう風に活用していくのかを把握していくということになります。それを把握して、ストーリー仕立てにすることによって、地域でどうやって文化財を守っていこうかというように、市と市民の方々、会社など色々な人を巻き込みながら考えていくものです。

続いて 6 ページ目です。どういった取り組みができるのかということをお話します。文化財が傷んでいるので修理していきましようという従来通りの文化財の考え方というの也有ります。ただそれと同時に、背景にある文化財をもっと調査していきましようとか、お祭りをしている方々が減ってきているので、どういうことをやって、どうやって参加者を増やしていくのか、そういう今まで個々の文化財を個別に見てきて見えなかったところを総体的に考えながら、取り組みをしていこうというものになっています。それを短期間ではなくて中・長期的な方針を定めてやっていきます。関市は広いので、いくつかテーマやストーリーという文化財保存活用地域というものを定めながらやっていくことになると思います。僕らも関市の文化財を色々見ているのですけれども、まだまだ見足りない部分もあると思いますし、そういったテーマ設定をした時に、先ほども議論に上がりました未指定文化財という、まだ僕らが把握できていない文化財の拾い出しというのは非常に重要なことになってきます。皆様にこの地域にこういうテーマをたてます、こういう文化財がありますなど、色々お聞きして進めていかないといけないと考えています。可能なら地域でワークショップを開催してということもあるかと思ひます。こういった形で関市全体の文化財の保存と活用の計画をたてていこうと考えております。令和 8・9 年度に進めて令和 10 年度に国へ申請したいと考へ、事業を進めていこうと思ひています。引き続き皆様に色々教えていただきたいので、どうぞよろしくお願ひします。簡単にですが、私からの説明は以上になります。もしご質問があればどうぞ。

(可児委員)

今はどういう構想を持っているのですか？令和 10 年度に国に申請する構想があるのですか？

(事務局)

現時点で地域設定をどのようにするかというところをまず考えたいです。そのため、指定文化財や市史などを洗い出し調査しながら、各地域に一つずつテーマと文化財保存活用地域を設定し進めていきたいと考えております。ただ実際にやっていくなかで、この地域をもうちょっと重点的にやった方が良いという意見も出てくることもあると思っております。そのため皆様の方からこの地域にこういったものがありますよといった情報を教えていただけますと、より良い計画になりますので情報提供の程よろしく申し上げます。

（可児委員）

私事で申し訳ないです。まず関市に限った話ではありませんけれども。岐阜は水の国で、小瀬鶴飼、長良川、水それからムゲツ氏、ムゲツ氏の水の祭祀、壬申の乱で戦った刀、刀を鉄から作って戦って勝ったと。そういった水・鉄などをまとめて時系列で作ってわかりやすく説明したならば、関市だけではなくて岐阜県それから古代から中世に至るまでの指針みたいなものができてくるのでは。例えば古墳のなかに水の祭祀の跡とかあるのではと思いますが、その辺りから枝葉を持っていくということもどうでしょう。また刀はこうだとかも考えられますね。総合的な大きなものを一つ作って集約したものや、総合的にどこへ当てはめても分かるような感じのものを作っていただくと非常にわかりやすいのではないかと。文化財審議会委員の意見ではないのだろうけど、一応個人的な意見としてお伝えします。というのも審議するということは、色々なことを話し合わないで審議できないと思います。杓子定規に良いか悪いかではなく、こういう問題点もある、これもある、それでどうですかというのが本当の審議だと思うのです。

（後藤委員）

美濃市や岐阜市も文化財保存活用地域計画を作っていますね。

（事務局）

はい。最近だと美濃加茂市も作っています。計画を通してテーマ設定が色々できますので、改めて関市の文化財の強みはなんだろうということを考える良いきっかけになると思っています。

（後藤委員）

先ほども言われたように各旧町村の中でまだ知られていないけどこんなものがありますよというものを出示してもらって、皆で検討することが大切です。ほかの旧町村のことは分からないので、ここでぜひアピールしてもらって、やっていくとよいと思います。実はこのリストに載っていないものがあります。洞戸で特に言いたいのは、実は鉄の仏像が二体あります。5、6年前に、大同工業大学の今は退職された先生に来てもらって、見てもらいました。一体は鎌倉時代で、もう一体は江戸時代後期のものでした。年号や作者も入っています。そういったものを今後ぜひ関市の指定にしてもらえたら。その先生は、全国の鉄の仏像を研究してみえる先生です。岐阜県には鉄の仏像が四体あります。二体は洞戸で、もう二体は可児市辺りにあるということですが、そういうことをぜひやってもらいたいです。ほとんど洞戸の方も、鉄の仏像があるとは知らないのですよ。そしてもう一つは、獅子頭ですね。

（事務局）

鎌倉のものですね。

（後藤委員）

専門の先生に来ていただいて、講演もやってもらいました。これも指定はされていません。

(事務局)

洞戸円空記念館にあるものですよね。

(後藤委員)

そうです。そういったものもまた各旧町村で出してもらえたらと思うのです。実はもっとリストの他にもあるということをお話してもらいたいと思います。

(課長)

実際に動く時になりましたら、また皆様に意見を色々と言っていただく場に今後はなっていくと思いますので、その時はよろしくお願いします。

(事務局)

個別に聞き取りをさせていただくと思います。その際は色々お話を聞かせていただきたいので、よろしくお願いします。

(課長)

続きまして、関市文化財審議会委員の委嘱について事務局より説明いたします。

(事務局)

関市文化財審議会委員の任期は2年となっており、皆様の任期は今年の9月30日までとなっております。次の任期は令和7年10月1日から令和9年9月30日までとなっており、皆様の関市文化財審議会委員委嘱のご意向を伺いたしたいと思います。本日皆様の机の上に茶封筒を置かせていただきました。お帰りになりましたらご確認ください、ご意向についてご回答をお願いいたします。以上です。

(課長)

意向の方、私どもとしてはぜひという形で希望しておりますのでよろしくお願いします。
本日、以上で全て議事等々は終了というところでございますが、全体通して何かご意見ございますか。

(可児委員)

現在文化財保護センターが主にやっている仕事は何ですか？

(事務局)

主に文化財の啓発普及活動に力を入れておりまして、直近ですと8月9日に考古学博士になろうというイベントを小学生対象とした体験教室を行います。10日につきましても、船頭体験を行います。また10月4日につきましては、弥勒寺史跡公園を活用したイベントを考えております。「セキ日和」と言って本町の周辺で空き店舗を利用したマルシェ等のイベントをやっていますが、今年は会場を弥勒寺史跡公園に移しまして、弥勒寺史跡公園をPRするイベントを行います。また文化財の講演会も計画しております。そして新規採用職員が遺跡の発掘調査員として今年度宅地造成に伴って発掘調査を既に二件行っております。新規採用職員もそれに二件参加して徐々に経験を積んでおります。私は五十代、森島は四十代、二十代の女性職員が入ったということで、世代交代をしていきながらこれからやっていきたいと思っております。まだ予定の決まっていないものもありますけれども、後半にかけて啓発普及のイベントをやっていききたいと思いますので、皆様にはもしお時間ありましたらご参加していただきたいと考えております。以上になります。

(可児委員)

そうしますと、今のところは古墳の発掘調査が主な業務ですか？

(事務局)

古墳の発掘調査については、今年予定をしていません。

(可児委員)

今後発掘調査を予定するような有力な古墳などがありますか？

(事務局)

最近は、開発目的に伴う調査が多いです。以前行った落洞 1 号古墳や下大洞古墳群のように学術的な調査というのは、市の指定を控えたような場合にしか行いません。そのため現時点では開発目的で古墳の調査が引かかることはないです。

市内の状況のお話をすると、下有知辺りで大型店舗の開発計画があるため、試掘調査の予定があります。今後民間の開発でこういった内容のものが上がってくるか分かりませんが、そういう意味でも試掘調査についても未定となっております。

(可児委員)

ありがとうございます。

(課長)

よろしいですか。それでは、本日の審議会は以上で終了とさせていただきます。皆様、お忙しいなかありがとうございました。